

北上川流域ものづくりネットワーク規約

(名称)

第1条 このネットワークは、北上川流域ものづくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(事務局)

第2条 ネットワークの事務局を県南広域振興局経営企画部に置く。

(目的)

第3条 ネットワークは、企業、学校、行政が一体となって北上川流域を中心としたものづくり産業を支える人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校と企業が共同で行う産業人材育成関連事業の総合調整
- (2) 会員（企業・学校等）のニーズ把握
- (3) 会員（企業・学校等）への地域の企業（学校）情報の提供
- (4) 会員（企業・学校等）からの相談対応
- (5) 地域における産業人材育成の進捗状況の評価
- (6) その他、必要な事業

(会員)

第5条 ネットワークの会員は、第3条の目的に賛同し、ネットワークの運営等に参画するものであり、盛岡、花巻、北上、奥州、一関地域の企業、学校、行政、団体を基本とする。

但し、それ以外の地域の企業等であっても加入できるものとする。

(会費)

第6条 ネットワークの企業会員は、年会費3万円を納入しなければならない。

2 ネットワークの学校会員、行政会員、団体会員は、会費の納入義務を負わず、支援方法については、必要な措置を講じるものとする。

(役員)

第7条 ネットワークに次の役員を置く。

- | | |
|------|-------|
| 代表 | 1名 |
| 副代表 | 1名 |
| 運営委員 | 20名以内 |

監事 2名

(選任)

第8条 運営委員及び監事は総会において会員の中から選任する。

但し、平成18年度については、北上川流域ものづくりネットワーク設立準備会の委員をもって運営委員とする。

2 代表及び副代表は、運営委員の互選とする。

(職務)

第9条 代表は、会務を総理し、総会及び運営委員会の議長となる。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代行する。

3 運営委員は、運営委員会に出席し、必要な会務の審議に参加する。

4 監事は、運営委員会に出席し、必要により意見を述べるとともに、ネットワークの財産状況及び業務執行状況が適正であるかを監査し、総会において報告する。

(任期)

第10条 役員の任期は、1年とする。

2 役員は、再任を妨げない。

(総会)

第11条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は毎年1回開催し、臨時総会は運営委員会が議決したときまたは代表が、必要と認めたときに開催する。

3 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 年度事業計画および予算に関する事項

(2) 年度事業報告および決算に関する事項

(3) 運営委員および監事の選任

(4) 規約の変更に関する事項

(5) その他運営委員会において必要と認めた事項

(総会の議決権)

第12条 ネットワークの会員の議決権は、1会員につき1個とする。

(総会の定足数および議決の方法)

第13条 総会の定足数は、会員の過半数とする。

2 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成による。

(運営委員会)

第 14 条 運営委員会は、代表が必要と認めるときまたは運営委員の 2 分の 1 以上が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

2 運営委員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 代表および副代表の選任
- (3) ネットワークの運営に関する事項（評価を含む）
- (4) 会費の改定に関する事項
- (5) その他代表が必要と認めた事項

(運営委員会の構成)

第 15 条 運営委員会は運営委員および監事をもって構成する。

ただし、代表が必要と認めるときは、運営委員および監事以外の関係者を出席させ意見を求めることができる。

(運営委員会の定足数および議決の方法)

第 16 条 運営委員会の定足数は、運営委員の過半数とする。

2 運営委員会の決議は、出席運営委員の過半数の賛成による。

(事務局職員)

第 17 条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) ネットワークコーディネーター

2 前項の職員は、代表が指名する。

(会計年度)

第 18 条 ネットワークの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の変更)

第 19 条 本規約は、総会の議決を経て変更することができる。

(施行期日)

この規約は、平成 18 年 5 月 17 日から施行する。

(この規約は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。)